

## 測量

設計金額	地域要件	技術者要件	事務所要件
5,000千円未満	市内	松阪市測量・調査業務委託に係る資格者認定基準による対象技術者が配置可能なこと	測量士が1名以上の事務所であること
5,000千円以上 20,000千円未満			測量士が2名以上の事務所であること
20,000千円以上	市内 準市内		測量士が3名以上の事務所であること

ただし、これにより難しい場合は「松阪市入札及び契約審査会」に諮ることとする。

\* 松阪市発注の業務委託総手持ち件数 …市内業者…**7**件以内、市内業者以外…**5**件以内（上水道及び工業用水道部門手持ち件数が**2**件以内、それ以外は**3**件以内とする）

\* 測量手持ち件数 … 市内業者以外は**1**件

\* 測量法第55条による登録業者であること

## 建設コンサルタント

登録部門	設計金額	地域要件	技術者要件	業者実績
・道路部門 ・下水道部門 ・鋼構造及びコンクリート部門	10,000千円未満	市内	発注基準による管理技術者及び照査技術者が配置可能なこと	過去○年間で元請として同種業務2件以上の実績が必要
	10,000千円以上 30,000千円未満	市内 準市内		
	30,000千円以上			
・河川、砂防及び海岸・海洋部門 ・上水道及び工業用水道部門 ・農業土木部門	30,000千円未満	市内 準市内	発注基準による管理技術者及び照査技術者が配置可能なこと	過去○年間で元請として同種業務2件以上の実績が必要
	30,000千円以上			
・造園部門	30,000千円未満	市内 準市内 県内	発注基準による管理技術者及び照査技術者が配置可能なこと	過去○年間で元請として同種業務2件以上の実績が必要
	30,000千円以上	全国		

ただし、これにより難しい場合は「松阪市入札及び契約審査会」に諮ることとする

\* 松阪市発注の業務委託総手持ち件数 …市内業者…7件以内、市内業者以外…5件以内  
(上水道及び工業用水道部門手持ち件数が2件以内、それ以外は3件以内とする)

\* 部門別手持ち件数 … 市内業者以外は1件(ただし、上水道及び工業用水道部門は2件以内とする)

\* 建設コンサルタント登録規程第2条による登録で「部門登録」があること

## 補償コンサルタント

設計金額	地域要件	技術者要件	業者実績
20,000千円未満	市内 準市内	松阪市測量・調査業務委託に係る資格者認定基準による対象技術者が配置可能なこと	/
20,000千円以上	市内 準市内 県内		過去○年間で、元請として同種の業務2件以上の実績が必要

ただし、これにより難しい場合は「松阪市入札及び契約審査会」に諮ることとする

- \* 松阪市発注の業務委託総手持ち件数 …市内業者…7件以内、市内業者以外…5件以内（上水道及び工業用水道部門手持ち件数が2件以内、それ以外は3件以内とする）
- \* 補償コンサルタント手持ち件数 … 市内業者以外は1件
- \* 補償コンサルタント登録規程第2条による登録があること

## 地質調査

設計金額	地域要件	技術者要件	業者実績
20,000千円未満	市内 準市内	松阪市測量・調査業務委託に係る資格者認定基準による対象技術者が配置可能なこと	/
20,000千円以上			過去〇年間で、元請として同種の業務2件以上の実績が必要

ただし、これにより難しい場合は「松阪市入札及び契約審査会」に諮ることとする

- \* 松阪市発注の業務委託総手持ち件数 …市内業者…7件以内、市内業者以外…5件以内  
(上水道及び工業用水道部門手持ち件数が2件以内、それ以外は3件以内とする)
- \* 地質調査手持ち件数 … 市内業者以外は1件
- \* 地質調査業者登録規程第2条による登録業者であること

## 建築士事務所

設計金額	地域要件	技術者要件	JV	業者実績
10,000千円未満	市内	建築士法による技術者が配置可能なこと		
10,000千円以上 20,000千円未満		建築士法による技術者が配置可能であり、一級建築士2名以上の事務所	市内の2事務所以上の自主結成方式とし、一級建築士2名以上となること	
20,000千円以上		建築士法による技術者が配置可能であり、一級建築士3名以上の事務所	市内の2事務所以上の自主結成方式とし、一級建築士3名以上となること	
重要建築物	別要件とし、「入札及び契約審査会」に諮る			過去〇年間で、元請として同種の業務2件以上の実績が必要

ただし、これにより難しい場合は「松阪市入札及び契約審査会」に諮ることとする

\* 市内事務所の業務委託手持ち件数 … 一級建築士が1名の事務所は2件以内とし、一級建築士が1名増える毎に手持ち件数も1件ずつ増やすこととする。

\* 松阪市発注の業務委託総手持ち件数 … 市内業者…7件以内、市内業者以外…5件以内（上水道及び工業用水道部門手持ち件数が2件以内、それ以外は3件以内とする）

\* 建築士事務所手持ち件数 … 市内業者以外は1件

\* 建築士法第23条による登録事務所であること